

条 例 見 直 し 調 書

		作 成 年 度	平成 21 年度
条 例 名	神奈川県警察官に対する支給品及び貸与品に関する条例		
条 例 番 号	昭和 29 年神奈川県条例第 29 号	法 規 集	第 15 編第 2 章第 4 節
所 管 部 局 室 課	警察本部総務部装備課		
条 例 の 概 要	神奈川県警察官に対し、その職務遂行上必要な被服の支給及び装備品の貸与に関する事項を定めている。		
検 討	視 点	検 討 内 容	備 考
	必要性 〔 現在でも 必要な条 例か。〕	警察法第 68 条第 2 項の規定に基づき警察官に対し、その職務遂行上必要な被服を支給し、及び装備品を貸与することに関し必要な事項を定めたものであり、必須の条例である。	
	有効性 〔 現行の内 容で課題 が解決で きるか。〕	警察官がその職務を遂行する上で必要な支給品及び貸与品について定めたものであり、本条例により、適切に被服の支給及び装備品の貸与がなされており、有効に機能している。	
	効率性 〔 現行の内 容で効率 的といえ るか。〕	警察官がその職務を遂行する上で必要な支給品及び貸与品の品目、員数、使用期間等について定めたものであり、本条例により、効率的に支給及び貸与がなされている。	
	基本方針適合性 〔 県政の基 本的な方 針に適合 している か。〕	県民の安全を守る警察活動基盤を整備するものであり、「犯罪のない安全な地域社会づくり」を掲げる県の総合計画である「神奈川力構想」に適合している。	
	適法性 〔 憲法、法 令に抵触 しない か。〕	警察法第 68 条第 2 項の規定に基づく条例であり、憲法、法令に抵触しない内容である。	
	その他		
見 直 し 結 果	改正・廃止の必要はない。	理 由	特 記 事 項
	改正・廃止を検討する。	現行条例の運用上の課題は見受けられず、現時点では改正・廃止の必要はない。	
次回見直し予定	平成 26 年度	見直し規定の有無	有 (無)